

【改正後】

第1条～第3条（省略）

第4条（変動金利型の利率の変更）

1～2（省略）

3 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面または電磁的記録により通知するものとします。

第5条～第6条（省略）

第7条（期限前の全額返済義務）

1（省略）

2 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、組合からの請求によって、ローン契約書および本約款による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにローン契約書および本約款による債務全額を返済するものとします。

① 借主が返済を遅延し、組合から書面または電磁的記録により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。

②～⑩（省略）

3（省略）

第8条～第14条（省略）

第15条（借主による相殺）

1（省略）

2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面または電磁的記録によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。

3～4（省略）

第16条（債務の返済等に充てる順序）

1（省略）

2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面または電磁的記録による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

3～5（省略）

第17条～第18条（省略）

第19条（届出事項）

1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面または電磁的記録により組合に届け出るものとします。

2～3（省略）

【改正前】

第1条～第3条（省略）

第4条（変動金利型の利率の変更）

1～2（省略）

3 本条により利率が変更されたとき、組合は、新利率、毎回返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面（追加）により通知するものとします。

第5条～第6条（省略）

第7条（期限前の全額返済義務）

1（省略）

2 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、組合からの請求によって、ローン契約書および本約款による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにローン契約書および本約款による債務全額を返済するものとします。

① 借主が返済を遅延し、組合から書面（追加）により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む。）を返済しなかったとき。

②～⑩（省略）

3（省略）

第8条～第14条（省略）

第15条（借主による相殺）

1（省略）

2 前項によって相殺する場合には、相殺通知は書面（追加）によるものとし、相殺した貯金その他の債権の証書、通帳は直ちに組合に提出します。

3～4（省略）

第16条（債務の返済等に充てる順序）

1（省略）

2 借主が弁済または相殺する場合、借主は組合に対する債務全部を消滅させるに足りないときは、借主は組合に対する書面（追加）による通知をもって充当の順序方法を指定することができるものとします。

3～5（省略）

第17条～第18条（省略）

第19条（届出事項）

1 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面または電磁的記録により組合に届け出るものとします。

2～3（省略）

【改正後】

第 20 条（報告および調査）

1～2（省略）

3 借主または連帯保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面または電磁的記録により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第 21 条～第 23 条（省略）

第 24 条（管轄地区外への移動）

- 1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。
- 2 借主が組合の管轄地区内において勤労に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤労に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

第 25 条（省略）

第 26 条（教育ローンにかかる退学通知義務）

据置期間中に就学対象者が退学（学籍喪失）した場合には、借主は書面または電磁的記録をもってその旨届け出るものとします。

第 27 条～第 28 条（省略）

【改正前】

第20条（報告および調査）

1～2（省略）

3 借主または連帯保証人（担保提供者を含む。）は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、借主または連帯保証人、借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人は、登記事項証明書を添付してその旨を書面（追加）により組合に届け出るものとします。届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第21条～第23条（省略）

第24条（管轄地区外への移動）

- 1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面（追加）による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。
- 2 借主が組合の管轄地区内において勤労に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤労に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面（追加）による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

第25条（省略）

第26条（教育ローンにかかる退学通知義務）

据置期間中に就学対象者が退学（学籍喪失）した場合には、借主は書面（追加）をもってその旨届出るものとします。

第27条～第28条（省略）